

## 第6回 物流人材サービス特別セミナー 「同一労働同一賃金への適切な対応のために」が 開催されました

2019年9月13日 機械振興会館（東京都 港区）において、当会物流部会（部会長：佐藤武司）が、第6回「物流人材サービス特別セミナー」を開催いたしました。

全国各地から部会会員企業と発注先企業関係者など約180人の方にご参加いただき、物流人材サービスをめぐる労働法制の最新動向や、2020年4月に施行される「同一労働同一賃金」に適切に対応するための実務面での解説を行いました。

冒頭、佐藤部会長は「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を求める同一労働同一賃金は企業の命題となっている」と強調したうえで、「半年後に施行される改正派遣法においては運用の疑問点や課題がまだまだ多い。本セミナーで知識と理解を深め、働く人たちの雇用安定や処遇向上の取り組みを加速させていこう」と呼び掛けました。



物流部会 佐藤部会長

セミナーは、2部構成で開催されました。

- ・ 第1部 講師：東京労働局 近藤麻生子需給調整事業部長  
テーマ：「労働力需給調整事業の現状と課題」
- ・ 第2部 講師：安西法律事務所 安西愈弁護士  
テーマ：「物流人材サービスにおける『同一労働同一賃金』の実務対応」



セミナー開催の様子

第1部では、東京労働局 近藤麻生子需給調整事業部長から、東京労働局管内の指導監督の状況や物流業界に関わる最近の行政処分 of 具体例などを説明いただきました。

また、改正派遣法の「派遣先労働者との均等・均衡方式」「派遣元の労使協定による待遇決定方式」に関して詳しくご説明いただき、事前に部会員から受付けた質問に対しても、限られた時間の中でご回答いただきました。



需給調整事業部長 近藤麻生子氏

第2部では、人事・労務分野の第一人者で、業界にも精通している安西愈弁護士から「物流人材サービスにおける『同一労働同一賃金』の実務対応」と題し、

- (1) 働き方改革推進法といわゆる同一労働同一賃金
- (2) 有期・パートと通常社員の均等と均衡とは
- (3) 有期・パートと通常社員の待遇の差異と不合理な差異の禁止をめぐる
- (4) 待遇の「不合理な相違」についての判断・内容をめぐって
- (5) 諸手当をめぐる「不合理な相違」についての判断・内容
- (6) 不合理な相違と認められる場合の是正は
- (7) 派遣労働者をめぐる同一労働同一賃金への対応

上記7つの視点から、現場目線で実務に役立つ具体的事例を挙げながら、踏み込んだ説明をしていただきました。



弁護士 安西愈氏

セミナーの締めくくりに枝中副会長は「働き方改革関連法、特に2020年4月に施行される同一労働同一賃金に関しては、派遣先企業と派遣元企業との協力・連携が不可欠である。物流部会は、今後もこのようなセミナーを通し、様々な情報を共有し、物流業界における人材サービス事業の健全な発展と運営を図りたい」と述べました。



物流部会 枝中副会長

#### 【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL: (03) 6721-5361 FAX: (03) 6721-5362